

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する市規則で定める日を定める規則を公布する。

平成17年6月13日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市規則第28号

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する市規則で定める日を定める規則

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第14号）附則第2項に規定する市規則で定める日は、平成17年7月12日とする。

（都市計画局建築指導部指導課）